

# 地域計画とは

## 人・農地プランから地域計画へ

- これまで、地域での話し合いにより、人・農地プランを作成し、農地の集約化に関する方針を策定
- 今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や遊休農地等が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念
- 農地を利用しやすくするよう、農地の集約化等の取組を加速化することが、喫緊の課題

### 課題解決のため

- ① 地域で話し合い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化（**目標地図**の作成）する。
- ② 地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用し農地の集約化を図る。

人・農地プラン  
(地域農業の将来の在り方)



地域計画  
(地域農業の将来の在り方+**目標地図**)

### 【地域の話し合い（協議の場）】

農業の受け手の方に、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化実現に向けての話し合い

- 10年後、地域の農業をどうしていきたいか。
- 「いつ」、「だれが」、「どの農地を」担っていくか。

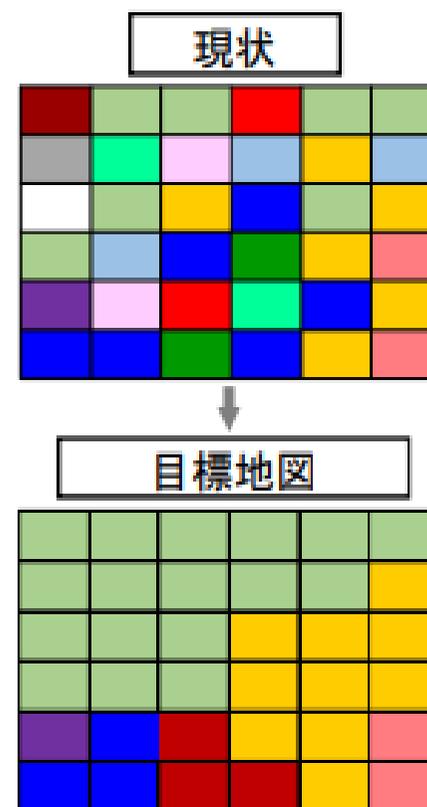


この話し合いの結果を地図に落としたものが**目標地図**

## 目標地図イメージ

### <地域計画の策定（人・農地プランの法定化）>

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施  
(基盤法第18条)
- ② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告  
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成  
(基盤法第19条及び第20条)  
〔 ※ 地域計画は、施行期日から2年を経過する日までの間に策定  
(附則第4条) 〕



【地域計画の策定範囲】

農業振興地域外

農業振興地域

農用地区域（青地）

ほ場整備地区

青年農業者

大規模農家

対象範囲

原則策定

優先

## 優先・先行すべき地区

### 農用地区域（青地）

特に

- ほ場整備実施済み地区  
→農地の貸借について地元調整が進んでいる
- 人・農地プラン実質化済みの地区  
→計画の土台が出来上がっている
- 担い手が豊富な地区  
→目標地図作成のベースになる
- R6に各種補助事業、制度活用予定がある地区  
→地域計画が要件化されている

比較的取り組みやすい  
かつ  
農業的重要度が高い

⇒ 策定されていないと  
支障が出るおそれ

農用地区域外でも・・・

- 上記に該当する地区
- 農地の集団性が高い地区

## 【地域計画策定スケジュール】

